

# 青森県報

号外第九十二号

平成十八年  
十月二十五日  
(水曜日)

## 目次

告示

ふるさとの森と川と海保全地域の指定……………(河川砂防課) ……

公告

ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表……………(河川砂防課) ……

## 告示

青森県告示第七百七十三号

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第七十一号)第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	区 域
追良瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域	一 森林 西津軽郡深浦町大字追良瀬字北追良瀬山国有林三〇三三 一林班の内、三〇三三三林班の内、三〇三三三林班の内、三

## 公告

ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第七十一号)第七条第一項の規定により追良瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域におけるふるさとの森と川と海の保全に関する計画を次のとおり定めたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 三六林班の内及び三〇三八林班並びに同字西追良瀬山国有林三〇三五林班、三〇三七林班、三〇三九林班、三〇四〇林班、三〇四三林班及び三〇四五林班並びに同字東追良瀬山国有林三〇四一林班、三〇四二林班、三〇四四林班及び三〇四六林班並びに同字南追良瀬山国有林三一四林班、三一五林班の内、三一八九林班及び三一二〇林班の内
- 二 河川  
追良瀬川の区域のうち、南追良瀬山国有林三一四林班内の栃木沢との合流点から海に至る場所
- 三 海岸  
西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見山平二〇の二、二一〇の二、二二〇の二地先、二二〇の三三三、二二〇の二四六及び同字塩見崎一〇六の一の内

目 次

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

第1 保全すべきふるさとの森と川と海の特徴その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項	1
1 追良瀬川流域の概要	1
2 追良瀬川流域の保全地域	1
3 保全すべき森・川・海の特徴の概要	3
4 保全地域の土地利用、地域文化の概要	3
5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項	4
第2 ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項	5
1 清流管理指針	5
2 森・川・海の主要な要素を保護するための事項	8
3 森・川・海の維持・管理に関する事項	11
4 管理上必要な保全施設の整備に関する事項	11

追良瀬川流域保全計画

平成18年10月

青 森 県

第1 保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項

1 追良瀬川流域の概要

追良瀬川流域は大部分が白神山地に含まれ、最下流は深浦台地となっている。白神山地は奥羽山脈から枝分かれして西にのびる出羽山地の北端部に位置し、広い範囲が大起伏山地であり、高峻な山容となっている。

追良瀬川は、県境の稜線の真瀬岳から西方付近を源流とし、「サカサ沢」、「ウズライシの沢」、「五郎三郎の沢」などの水を集め北流し、深浦町追良瀬地区で日本海に注ぐ、流路延長33.7km（うち河川法に基づく河川指定延長27.9km）、流域面積117.2km<sup>2</sup>の二級河川である。流域は北に細長く、東側に赤石川流域と隣接する。

追良瀬川は、河川勾配は比較的小さく、いずれも深い渓谷を流れ、川原はほとんどみられず、谷はV字形を示す急な崖となっている。

上流域の森林区域は、原生的なブナ天然林を主とする地域である。この山地には多くの植物が多様な植物群落を形成し、それを背景として豊富な種類の動物が生息しており、きわめて価値の高い自然生態系となっていることから、「白神山地世界自然遺産地域」、「白神山地森林生態系保護地域」などに設定されている。

河川は河口部で、過去の海岸などが隆起した海成段丘である深浦段丘と風合瀬段丘の間を縫うように日本海に注ぎ、その左岸部には砂浜海岸が、右岸部には塩見崎の海食崖地形や岩礁など変化に富んだ海岸景観に恵まれ、津軽国定公園に指定されている。

2 追良瀬川流域の保全地域

追良瀬川流域における保全地域は、自然環境が優れた状態を維持している区域のうち、森と川と海の保全を図る上で特に重要と認められる区域として、自然環境が優れていること、多様な動植物や希少な種が生息・生育していること、地域住民との関わりが深いことなどの理由から下記の区域を保全地域として指定する。

	保 全 地 域
	下記の林班に含まれる主な「水士保全林」及び「森林と人との共生林」 < 国有林 >
森林	(北追良瀬山国有林) 3031の内、3032の内、3033の内、3036の内、3038 (西追良瀬山国有林) 3035、3037、3039、3040、3043、3045 (東追良瀬山国有林) 3041、3042、3044、3046 (南追良瀬山国有林) 3114、3115の内、3119、3120の内
河川	南追良瀬山国有林3114林班内の「栃木沢」との合流点から「河口」までの追良瀬川の区域
海岸	塩見崎海岸の区域

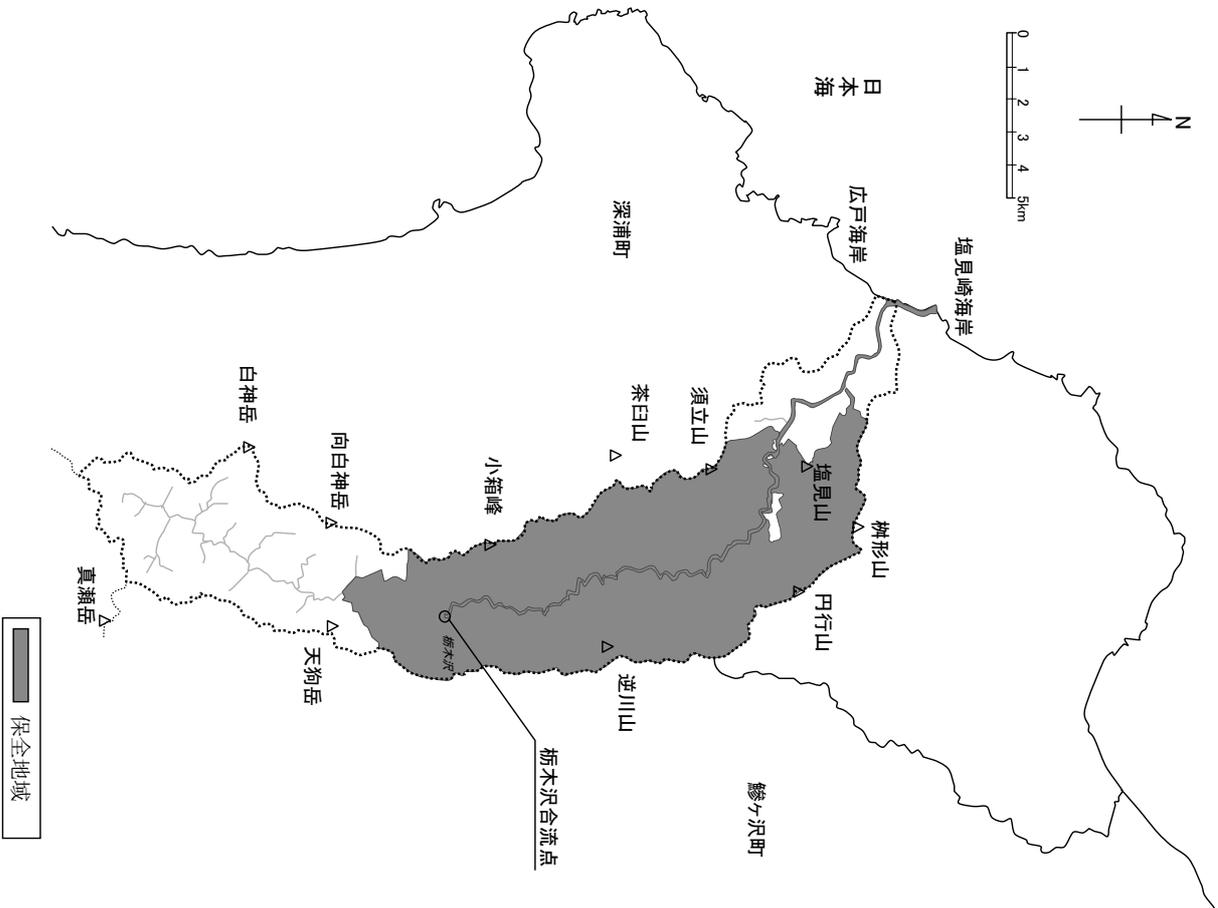


図 追良瀬川流域と保全地域指定位置図

- 3 保全すべき森・川・海の環境の特質の概要
- 森林の区域では、追良瀬大橋の上流部は「白神山地世界自然遺産地域」、「自然環境保全地域」、「白神山地森林生態系保護地域」や「津軽国定公園」などの設定区域に隣接している。また、山地の地形として、白神山地の地すべり地形が見られる。
- 追良瀬川流域の植生は、上流域では原生的なブナ天然林が主に分布している。中流域では追良瀬川林道沿いのツガルフジやイブキジャコウソウの群生が見られる。また、渓谷沿いにはジユウモンジシダ・サラゲルミ群落が分布している。
- 鳥獣の生息では、上流域では天然記念物のクヌゲウ、イヌロシ、ヤマネやシノリガモなどの生息が、下流から中流域にはホンドザルが、全域ではニホンツキノロウエや特別天然記念物のニホンカモシカが生息している。
- 河川の区域では、上流域は河川の特徴的な地形として、追良瀬峡谷、白滝などの懸崖やV字型の渓谷を形成し、自然豊かな渓流の様相を呈している。中流域では河川横断工作物として、砂防ダムなどが設置され、下流域では河口から西追良瀬山橋までの区間の一部、あるいは両岸が護岸整備されている。
- 河川流域に生息する生物は、上流域にはトウホクサンショウウオが、中流域にはエゾイロナ、ヤマメ、カジカやカジカカエルが、下流域にはサケ、アユ、ヨシノボリが生息している。
- 海岸の区域では、砂浜、海食崖や岩礁などが見られ、カモメ類、サギ類など渡り鳥の飛来地として重要な場となっている。
- 4 保全地域の土地利用、地域文化の概要
- 森林の上流域区域の一部は、「白神山地世界自然遺産地域」に隣接している。流域には、林道やトロッコ跡地を利用した遊歩道があり、追良瀬川の中流域を横断するように奥道岩崎西目屋弘前線が通り、県内外の観光客に利用されている。白神山地の天狗峠は展望が良好な地点となっている。
- 河川では、中流域に砂防ダムなどが設置されているが、魚道は整備されている。下流域では、夏場の河川敷はアユ釣りで賑わっている。
- 河川区域における魚類資源の保護では、河口付近や追良瀬堰堤の最上流域、オサナメ沢の区間は禁漁区となっている。下流域では、春にアユ、ヤマメ、サクラマス稚魚の放流が、オサナメ沢ではサクラマスの産卵床の整備が行われている。
- 環境保全の活動では、河口から2号砂防堰堤の区間及び追良瀬川親水公園において追良瀬川水利組合、地元老人クラブ福寿会、追良瀬自治会などによる清掃活動が行われている。
- 下流域の山間部には松原地区の集落があり、追良瀬川に沿って水田などが見られる。また、集落入口の岩崖には津軽33観音霊場の第9番札所で、14世紀に創建と伝えられる「見入山観音堂」が建っている。
- 海岸では、塩尻崎海岸及び広戸海岸は海食崖や岩礁など海岸景観に優れており、津軽国定公園として人々に親しまれている。また、海岸一帯では、深浦町や地元漁業協同組合により清掃活動が、海の体験学習として深浦ウリンキッズ（海洋自然学校）などの活動が行われている。

## 5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項

## (1) 保全の目標

森、川、海は、地域住民の生活と結びついて、様々な話話、風俗習慣等の地域文化を形成してきたが、保全地域は、特に流域の特色を有する貴重な財産であることから、流域に関わるすべての人がその価値を正しく認識し、それを大切にすることを旨とし、ふるさととの森と川と海との共生を積極的に図るとして考えの下に連携して一体的な取り組みを行うことにより、ふるさととの森と川と海の保全に努める。また、森・川・海の保全及び創造においては、できる限り自然の状態を維持するという基本の下に、流域の特質に配慮し、適切に実施する。

このことにより、追良瀬川流域の森・川・海が、四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然に彩られ、様々な生物を育み、その中で地域住民が潤いと安らぎを得ながら暮らせる特色のある追良瀬川流域の姿を実現する。

なお、流域の保全にあつては、白神山地世界自然遺産地域の上流域は各種法制度に基づき厳正に自然環境の保護が担われている。中・下流域の保全地域は、国、県、関係市町村等がそれぞれの役割により当条例の趣旨を尊重し、追良瀬川流域全体の優れた自然環境を保全し、次世代に引き継いでいく。

## (2) 保全施策

上記の目標達成に向けて、次の施策を実施する。

## ア パートナーシップによる連携体制の構築

保全施策の推進に当たっては、流域の視点から地域住民、事業者、民間団体、関係市町村、国及び県が協力して一体的に進めることが必要であることから、追良瀬川流域における連携体制の構築を図る。

## イ 定期的な観察・巡視・調査と適切な管理

保全地域を中心に追良瀬川流域の良好な環境を保全するために、定期的な森・川・海の観察・巡視・調査を行い、適切な管理を行う。

## ウ 人との積極的な関わり合いの場の活用

関係機関と連携し、環境学習の場等として活用を推進し、森・川・海の保全への理解を育む。さらに、地元と関係機関の連携による各区域での体験学習等の取り組みを推進し、森・川・海の一体的な保全への理解を深める。

## エ 特定行為に対する適切な対応

特定行為の届出については、内容を的確に把握し、適切な指導・勧告を通じて保全上の適切な方向への誘導を図る。

なお、特定行為の届出の適用除外となる自然公園法、森林法、河川法等の法令に基づく許可等においては、各法に基づき保全上の審査を行い、ふるさととの森と川と海の保全を図る。

## オ あるべき姿に向けた適切な創造の推進

創造施策においては、追良瀬川流域の過去を考察し、多様な生物が生息・生育する森と川と海の環境を持続可能な状態で次の世代に引き継げるように取り組む。

第2 ぶるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項

1 清流管理指針

保全地域内の河川において、河川の状態を的確に把握するための指針、保全施策のための指標とする。

なお、本指針では下記の2つの方法で管理を行う。

ア 公共用水域水質測定

追良瀬川では追良瀬橋観測地点において、「生活環境の保全に関する環境基準」に定める項目について水質測定を県が継続的に行う。

イ 日常的な清流管理

地域住民等により日常的な管理を行う。

(1) 清流管理の基本的事項

ア 管理区間

管理区間は、保全地域指定で定めた河川のうち下表の地点とする。

区分	管理地点及び区間
公共用水域水質測定	追良瀬橋
日常的清流管理	追良瀬大橋付近 見入山見入橋付近 河口付近

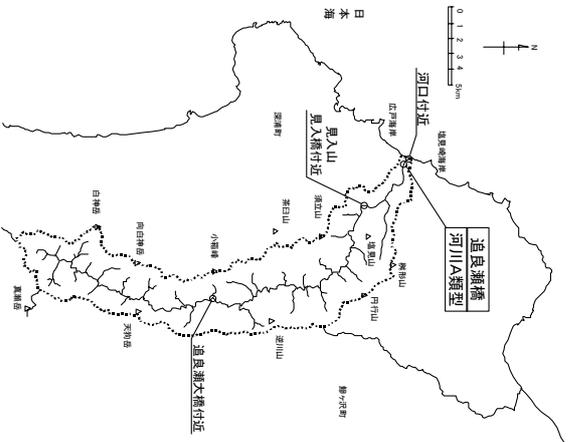


図 管理区間位置と追良瀬橋観測地点

イ 管理内容

現在の良好な自然環境を将来にわたり維持し、保全していくためには以下の管理を青森県、深浦町および流域住民が一体となって維持管理していくこととする。

保全地域の管理については、継続的に水質やゴミ投棄等の現状把握を実施するとともに巡視等により管理を行う。

(ア) 管理の内容

- ・ 水質の把握
- ・ ゴミの投棄や汚濁排水状況の把握
- ・ その他河岸の状況の把握

(イ) 管理の方法

参加型・学校の総合的な学習の時間等を活用するほか、今後の地元協議により役割分担を行う。

(2) 清流管理のための指標

ア 管理指標の設定

(ア) 公共用水域水質測定

公共用水域において定められている水質基準「生活環境の保全に関する環境基準」の5項目 (pH・BOD・SS・DO・大腸菌群数) を指標とする。

(イ) 日常的な清流管理

i 水量  
目視による濁水時の流量を指標とする。

ii 水質  
流水の性状 (透視度、臭気等) を指標とする。

iii 魚類

魚類の生息状況 (生息範囲、行動、浮上死など) を指標とする。

iv 水生生物

「水生生物による水質判定」に示された種を指標とする。

イ 管理すべき基準値

(ア) 公共用水域水質測定

生活環境の保全に関する環境基準を満足すること

管理地点	水質管理基準
追良瀬橋	河川環境基準 A 類型 pH : 6.5以上8.5以下 BOD : 2 mg/l 以下 SS : 25 mg/l 以下 DO : 7.5 mg/l 以上 大腸菌群数 : 1,000 MPN/100ml 以下



- (4) 全般的な保全施策
- ア パートナーシップによる取り組みの積極的な推進
- イ 河川愛護制度による清掃活動などの活動を推進し、保全地域を中心に森・川・海での住民参加による保全に取り組む。
- ロ 流域の小中学校の児童・生徒による環境教育と連携し、清流管理指針の水生物・水質調査などを実施するとともに、地域住民等と連携しながら指標項目調査を行う。
- ハ また、水質調査活動のPR等により、生活排水対策等に対する普及啓発を図る。
- ニ 地域住民等と行政が協働してパンフレットの作成・配布等を行うなど地域住民等に対する保全計画への理解と保全意識の高揚を図る。
- ヘ 民間団体等の自発的活動の促進
- コ 調査研究の推進を図るため、民間団体等に対する各種助成制度や関係情報提供等を行う。
- ク シンポジウム、学習会の開催等民間団体等の自発的活動の場を提供する。
- ケ ふるさと環境守人による支援
- コ ふるさと環境守人による地域住民等のボランティア活動、観察、環境学習等への支援を行う。
- (5) あるべき姿に向けた適切な創造
- ふるさと森と川と海の保全及び創造に資する森・川・海づくりにあたっては、「県民の豊かで潤いのある生活の礎となるふるさと森と川と海を守り、これを揺るぎない形で次の世代に引き継ぐ」との条例の理念を尊重する。
- 森林、河川及び海岸の一体的整備その他必要な施策を行う際には、追良瀬川流域の過去を考察しながら、できる限り自然の状態を維持し、かつての追良瀬川流域に近づけるよう取り組みを行う。
- ア もともとの姿を参考とした森・川・海づくり
- イ 事業を実施するときは、もともとの森や川や海の状態を参考にし、動植物の生態系や自然景観に配慮した森づくりや川づくりや海づくりを実施する。
- ロ 自然の作用を最大限に活用した森・川・海づくり
- ハ 森・川・海自身がつくる作用を最大限に活用し、多様な形状の保全・復元に努める。
- ニ 侵食が進んでいる海岸については、沿岸域漂砂の動向だけでなく、山から海までを含めた河川流域とも連携を図り、砂浜の保全や回復を図る。
- ヘ 注目すべき生物の保存を確保する森・川・海づくり
- コ 希少種や絶滅のおそれのある生物、地域の良好な環境を代表する生物を含めた生態系を保全する視点に立った事業実施に努める。
- ク 地域住民との対話による森・川・海づくり
- ケ 追良瀬川流域の特性に応じた森・川・海づくりを行うに当たっては、地域住民等の知見・情報を活用するとともに、地域住民等との連携や役割分担により取り組む。
- コ 関係行政機関との連携強化による森・川・海づくり
- ケ 関係行政機関との連携を密にし、他の事業者が関連する整備を行う場合に十分な調整を図る。

- カ 持続可能な森づくり
- 中・下流域に存する育成途上の森林については、間伐など適正な保育を推進するとともに、広葉樹の植栽や複層林への誘導など多様な森林の造成を図る。また、フナ、ミズナラなどを中心とした天然林においても択伐施策などによる適切な実施を行い、公益的な機能を持続的に発揮する森林づくりに取り組む。
- キ 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保した川づくり
- ク 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保するとともに、周辺のネットワークを断ち切らないように努める。
- ケ 河畔林を保全するとともに、連続性の確保に努め、森と川と海を結ぶ回廊となるように配慮する。
- コ 魚類等の遡上・降下に支障のある河川横断工作物の改築にあたっては構造を見直し、森と川と海のつながりの確保を図る。
- ク 連続した環境条件を確保した海づくり
- ケ 海岸と海域、陸域、河川などとの空間的な連続性、環境変化の時間的連続性、生息・生育の場や生物の多様性及び変動性に留意する。
- コ 繁殖場、生育場、生息場等になっている多様な場を確保するとともに、その場を構成する環境要素や場のつながりを適正に維持する。
- ク 河口周辺の海岸や海食崖では春・秋季に多くの渡り鳥が見られる。これらの渡り鳥にとつて休息、採餌、繁殖等に必要な区域であることを認識し、将来にわたって地域と共存できる環境を維持するため、水鳥たちの生息の場を保全する。
- ケ 間伐材を利用した川づくり
- コ 森林担当部局、河川・砂防事業担当部局は、お互いに連携して間伐材の需給情報を交換し、地域で供給される間伐材を有効利用し「森を育む川づくり」を推進する。
- ク 川づくりにおける事業実施後の継続的なモニタリングの実施
- コ 事業実施後の状況を継続的に調査し、その効果を検証する。
- ク 森・川・海の自然とのふれあいの場の確保
- ケ 子どもたちをはじめ地域住民が森・川・海とのふれあいを通じて、自然のすばらしさや大切さを感じることができ自然体験の場、遊びの場、憩いやすらぎの場、交流の場を創出する。
- コ 誰もが安全に河川に近づき、身近に自然にふれることができるような整備を推進する。
- ク 誰もが海辺に近づき、身近に自然にふれあえることができるような整備を推進する。
- コ 施設整備を行うにあたっては地域にふさわしいものにする。

3 森・川・海の維持・管理に関する事項

(1) 現地での維持管理内容

ア ふるさと環境守人による巡視

ふるさと環境守人は、巡回ルート及びその巡視方法・巡視エリア・巡視頻度を設定し、巡視する。

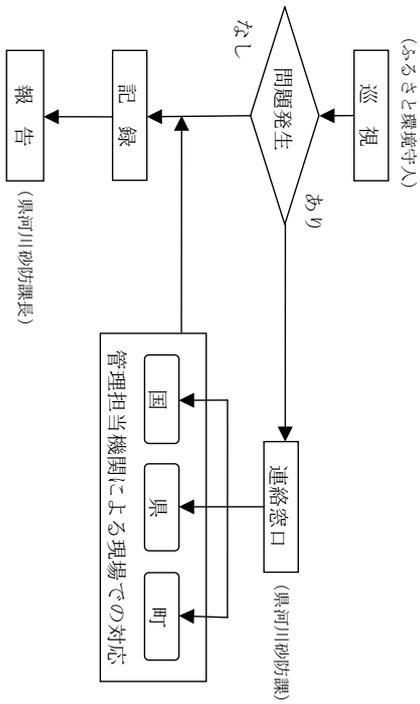
イ 報告

ふるさと環境守人は問題発生時に連絡する以外に巡視した結果を記録し、一月分をまとめて県(河川砂防課長)に報告する。

ウ 問題発生時の対応

問題発生時は、連絡窓口から森、川、海の管理担当関係機関及び関係市町村へ連絡を行い、管理担当機関等が現場で対応する。

(2) 現地管理体制と役割分担



4 管理上必要な保全施設の整備に関する事項

保全地域表示看板の設置

表示看板には、保全地域の名称、保全地域の範囲、保全地域の特質を表示することとし、必要に応じて生息する生物等の写真等を表示する。